

# 令和5年度第13回教育委員会会議日程

開催期日 令和6年1月24日(水)

開催時間 15時00分

開催場所 芽室町役場2階第7階会議室

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 前会議録の承認

日程第3 教育長の報告

日程第4 報告第29号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定廃止の件(非公開)

日程第5 報告第30号 芽室町奨学金貸付の件(非公開)

日程第6 報告第31号 令和6年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力についての件

日程第7 議案第35号 教育財産の所管換の件

日程第8 議案第36号 令和5年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件(非公開)

日程第9 協議案第3号 令和6年度芽室町一般会計教育費予算(政策推進課長ヒアリング結果)の件(非公開)

閉 会

日程第4

報告第29号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定廃止の件（非公開）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、認定を廃止することとしたので、報告します。

令和6年1月24日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齡児童又は学齡生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

## 要保護及び準要保護児童生徒認定要領

### 第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

### 第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

### 第3 認定基準

#### 1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

#### 2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 町民税の非課税又は減免を受けた者

ウ 個人事業税の減免を受けた者

エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）

オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者

カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者

キ 児童扶養手当の支給を受けている者

ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1) に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合

イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者

ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合

エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合

オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2) に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

#### イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2)ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

### 3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

## 第4 認定の取扱

### 1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

- (1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。
- (2) (1)に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。  
ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。
- (3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。
- (4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

### 2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 町外へ転出したとき
- (2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき
- (3) 申請者から辞退の申出がされたとき

### 3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

#### 第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

#### 第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

##### 附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

##### 附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

##### 附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

##### 附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)

日程第5

報告第30号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第5条第2項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和6年1月24日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜すい）

平成30年3月12日条例第6号

第5条 町長は、前条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。



## 芽室町奨学金貸付対象者の選考基準

平成9年3月

教育委員会訓令第1号

- 1 芽室町奨学金貸付条例(平成29年芽室町条例第2号)第2条第1号に定める「経済的理由により奨学金を必要とする」の判定は、第2項及び第3項の基準により行う。
- 2 申請者の保護者の属する世帯の年間収入(所得)が、次表の日本政策金融公庫貸付基準以下の者とする。

子供の人数(注)	給与所得者の年間収入	事業所得者の年間所得
1人	7,900千円以下	6,000千円以下
2人	8,900千円以下	6,900千円以下
3人	9,900千円以下	7,900千円以下
4人	10,900千円以下	8,900千円以下
5人	11,900千円以下	9,900千円以下
6人	12,900千円以下	10,900千円以下
7人	13,900千円以下	11,900千円以下
8人	14,900千円以下	12,900千円以下
9人	15,900千円以下	13,900千円以下
10人	16,900千円以下	14,900千円以下

(注)「子供の人数」とは年齢、就学の有無に関わらず、申請者の保護者が扶養している子供の人数をいう。

3 前項で定める基準に該当しない場合でも、申し出により次表のいずれかに該当する場合は、これを認める。

許 可 基 準	提出書類
生活の中心となる者が、死亡、重度心身障害の状況又は長期療養中(1か月以上)のため経済的に困窮している場合	・死亡した状況がわかる書類 (死亡届の写し等) ・診断書
災害等により住宅、家屋に大きな損失(半壊、半焼、床上浸水以上の被害)があり、経済的に困窮している場合	被害の状況がわかる書類 (罹災証明書の写し等)
生活の中心となる者の勤務先の倒産等の理由により経済的に困窮している場合	雇用保険被保険者離職票の写し等
その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合	教育委員会が必要と認める書類

平成13年3月27日改定

平成13年4月 1日適用

平成14年4月 1日改定

平成14年4月 1日適用

平成16年4月 1日改定

平成16年4月 1日適用

平成21年4月 1日改定

平成21年4月 1日適用

平成30年2月 8日改定

平成30年3月12日適用

令和 2年4月 1日改定

令和 2年4月 1日適用

令和 3年4月 1日改定

令和 3年4月 1日適用

日程第 6

報告第 3 1 号

令和 6 年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力についての件

令和 6 年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について、報告します。

令和 6 年 1 月 2 4 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

各 教 育 局 長  
関 係 道 立 学 校 長 様  
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長

北海道教育庁学校教育局長 川 端 香代子

令和6年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について(照会)

標記調査の実施要領については、「令和6年度全国学力・学習状況調査の実施について」(令和5年(2023年)12月21日付け教学向第594号北海道教育庁学校教育局長通知)により通知したところですが、この度、文部科学省総合教育政策局長から別添写しのとおり、令和6年度調査への参加及び協力の意向について照会がありました。

つきましては、次により期日までに回答願います。

記

1 令和6年度調査への参加について

(1) 各市町村教育委員会

所管の学校の状況について「様式1【調査票】市町村教育委員会用」に取りまとめ、令和6年(2024年)1月9日(火)までに、貴管内教育局へ提出してください。

(2) 各教育局

域内の市町村教育委員会から提出のあった様式1を「様式2【調査票】教育局用」に取りまとめ、令和6(2024年)1月11日(木)までに、下記担当あてメールで提出してください。

担当：学力向上推進課学力向上支援係 主任 栗田 昂  
E-mail: kuwada.noboru@pref.hokkaido.lg.jp

(3) 関係道立学校

「様式3【調査票】関係道立学校用」に必要事項を記入の上、令和6年(2024年)1月9日(火)までに、登別明日中等教育学校は胆振教育局あて、関係道立特別支援学校は特別支援教育課特別支援教育指導係あて、メールで提出してください。

胆振教育局教育支援課義務教育指導班主査 鈴木 理抄  
E-mail: suzuki.risa@pref.hokkaido.lg.jp

特別支援教育課特別支援教育指導係指導主事 高石 淳  
E-mail: takaishi.jun@pref.hokkaido.lg.jp

担当：学力向上推進課学力向上支援係  
TEL：011-206-6849(ダイヤルイン)  
内線：35-742

(写)

5 文科教第 1357 号

令和 5 年 12 月 21 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会  
各 都 道 府 県 知 事  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項 殿  
の認定を受けた地方公共団体の長  
附属学校を置く各国立大学法人の長  
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

文部科学省総合教育政策局長

望 月 禎

令和 6 年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について（照会）

文部科学省において、令和 6 年度全国学力・学習状況調査の実施要領を決定し、「令和 6 年度全国学力・学習状況調査の実施について」（令和 5 年 12 月 21 日付け 5 文科教第 1356 号 文部科学事務次官通知）で通知したところです。

については、本調査への参加及び協力の意向について確認いたしますので、別紙 1～10 のうち該当する様式に記入の上、令和 6 年 1 月 12 日（金）までに、文部科学省本件担当まで御回答願います。

都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校を設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校を設置する学校設置会社に対して同様に照会を行い、取りまとめの上、御回答願います。

なお、本調査の参加にあたっては、「全国学力・学習状況調査に係る適切な取組の推進について」（平成 28 年 4 月 28 日付け 28 文科初第 197 号文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえ、適切な取扱いをしていただきますよう改めてお願いいたします。

<本件担当>

文部科学省総合教育政策局調査企画課学力調査室

電話：03-5253-4111（内線 3726）

# 令和6年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和5年12月21日

文部科学省

## I. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

## II. 調査の名称

令和6年度全国学力・学習状況調査

## III. 調査の構成

本体調査に加えて、経年変化分析調査及び保護者に対する調査を実施する。

## IV. 本体調査

### 1. 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

#### ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

#### イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

### 2. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

#### ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語、数学とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

- ① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
- ② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

(ウ) 調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、国語及び算数・数学においては、記述式の問題を一定割合で導入する。

#### イ 質問調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問調査（以下、児童を対象とする場合は「児童質問調査」、生徒を対象とする場合は「生徒質問調査」、児童及び生徒を対象とする場合は「児童生徒質問調査」という。）を、原則全ての児童生徒を対象に、児童生徒の活用するICT端末を用いたオンラインによる回答方式で実施する。

### (2) 学校質問調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問調査（以下「学校質問調査」という。）をオンラインによる回答方式で実施する。

## 3. 調査実施日等

### (1) 児童生徒に対する調査（調査の時間割モデルは別紙1）

調査の実施日は、令和6年4月18日木曜日（以下「調査日」という。）とする。

#### ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査は、調査日に実施し、調査時間は、国語及び算数それぞれ45分とする。

(イ) 児童質問調査は、4月10日水曜日から4月30日火曜日までの間で、各学校の状況に応じて適切に実施する。

#### イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査は、調査日に実施し調査時間は、国語、数学それぞれ50分とする。

(イ) 生徒質問調査は、4月10日水曜日から4月30日火曜日までの間で、各学校の状況に応じて適切に実施する。

### (2) 学校質問調査

令和6年4月に実施する。

### (3) 調査実施に関するスケジュール

別紙2のとおりとする。

## 4. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙3・別紙4）。

(1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、

様式1【調査票】市町村教育委員会用

- ① 市町村教育委員会は、設置管理する全ての学校について取りまとめ、提出してください。  
※令和6年(2024年)4月18日時点の内容を記入してください。(例えば、統廃合等により令和6年(2024年)4月18日時点で存在しない学校は、含みません。)なお、令和6年(2024年)4月18日に調査を実施できないやむを得ない事情があり、4月19日以降に調査を実施する学校も集計数に含めるものとし、「やむを得ない事情により4月18日に実施できず、4月19日以降に実施する」欄に記入してください。また、令和6年度に、調査対象となる小学校第6学年の児童又は中学校第3学年の生徒の在籍の見込みがない場合は、「調査の対象となる児童生徒が在籍しない」欄に記入してください。
- ② 調査の参加に特段の支障がある学校がある場合は、「②令和6年度全国学力・学習状況調査への参加に特段の支障がある学校とその内容」欄に記入してください。
- ③ その他、連絡事項(例えば、「学校基本情報の確認(A)(B)」の内容から変更がある場合や市町村合併を予定している場合、統廃合・義務教育学校の設置を予定している場合、休校の状況等)があれば、「③連絡事項」欄に記入してください。
- ④ やむを得ない事情があり、4月19日以降に調査を実施する学校がある場合は、「④4月19日以降に調査を実施する学校名とその理由」欄に学校名と理由を記入してください。

※ 次の教育委員会は、小学校及び中学校の設置管理者として、令和6年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を遵守して、本調査に参加します。

教育委員会名: 芽室町教育委員会

① 所管する学校

※ 令和6年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を遵守して、本調査に参加する。

	小学校調査				中学校調査					
	学校名	調査対象となる児童生徒が在籍する	4月18日に実施する	やむを得ない事情により4月18日に実施できず、4月19日以降に実施する	調査の対象となる児童生徒が在籍しない	学校名	調査対象となる児童生徒が在籍する	4月18日に実施する	やむを得ない事情により4月18日に実施できず、4月19日以降に実施する	調査の対象となる児童生徒が在籍しない
	(記入例)〇〇市立〇〇小学校	1	1			(記入例)〇〇市立〇〇中学校	1	1		
	(記入例)〇〇市立〇〇小学校				1	(記入例)〇〇市立〇〇中学校				1
1	芽室町立芽室小学校	1	1			芽室町立芽室中学校	1	1		
2	芽室町立上美生小学校	1	1			芽室町立上美生中学校	1	1		
3	芽室町立芽室西小学校	1	1			芽室町立芽室西中学校	1	1		
4	芽室町立芽室南小学校	1	1							
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34										
35										
36										
37										
38										
39										
40										
41										
42										
43										
44										
45	合計	4	4	0	0	合計	3	3	0	0

② 令和6年度全国学力・学習状況調査への参加に特段の支障がある学校名とその内容

Blank box for special circumstances.

③ 連絡事項(「学校基本情報の確認(A)(B)」の内容から変更がある場合等)

(記入例)学校基本情報の確認(A)(B)の内容から変更: △△→□□(〇〇小学校)  
 統廃合となる予定の学校: ○〇小学校(廃止)、〇〇小学校(廃止)→〇〇小学校(新設)  
 休校の状況: ○〇小学校(R06休校予定)、〇〇小学校(R05休校、R06引き続き休校・再開予定)

④ 4月19日以降に調査を実施する学校名とその理由

学校名	理由



日程第7

議案第35号

教育財産の所管換の件

教育財産を所管換しようとするものであります。

令和6年1月24日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

公有財産所属替（所管換）引継通知書

令和6年1月 日

都市経営課長 佐藤 季之 様

引 受 者 都市経営課長 佐藤 季之 ㊟

引 継 者 教育推進課長 有澤 勝昭 ㊟

次により公有財産（行政財産、普通財産）を引継する。~~（引継いだので通知し  
ます。）~~

記

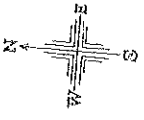
- 1 引継年月日 令和6年2月1日
- 2 引継理由 行政財産としての使用の見込がないため、教育委員会から都市経営課へ所管換しようとするもの
- 3 有償又は無償の理由 無償
- 4 その他の事項 なし
- 5 財産科目

新 科 目					旧 科 目				
会計別	分類	種類	所属課	名称	会計別	分類	種類	所属課	名称
一般	建物及び土地	普通財産	都市経営課	麻生町一戸建て住宅及び土地	一般	建物及び土地	行政財産	教育委員会	麻生町一戸建て住宅及び土地

6 旧財産の表示

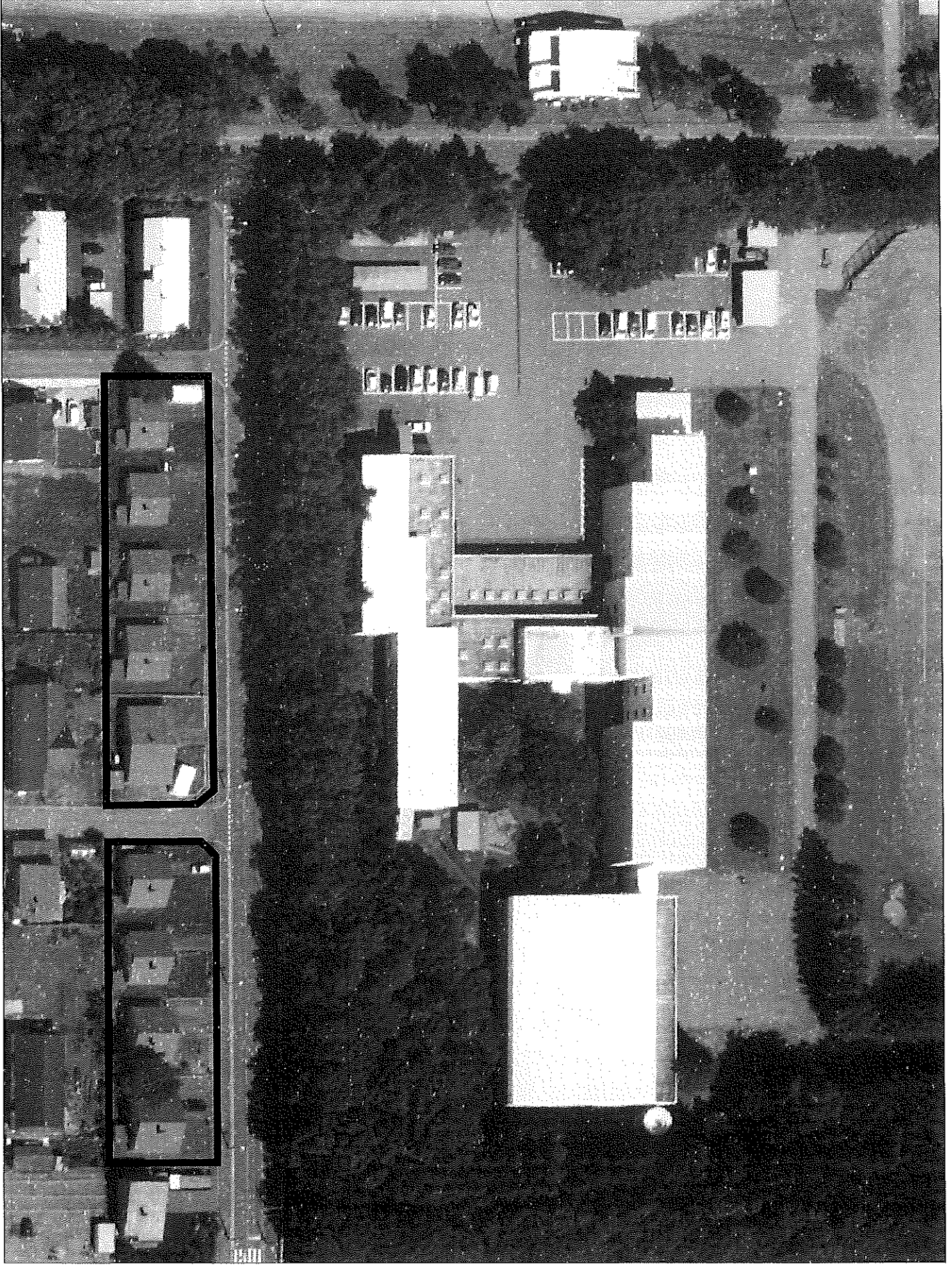
名 称	所 在	地番	地目又は構造	数量(m <sup>2</sup> )	価 格	備考
麻生町一戸建て住宅及び土地	芽室町東4条南1丁目	6番地2及び6番地3	宅地W及びCB	建物 707.37 土地 2,849.73		

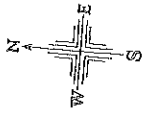
- 7 有償の場合の当該支出科目
- 8 添付書類 公有財産が土地又は建物の場合にあつては、当該関係図面（土地の場合は、実測求積図及び位置図、建物の場合は平面図配置図、位置図）を添付すること。



平面図

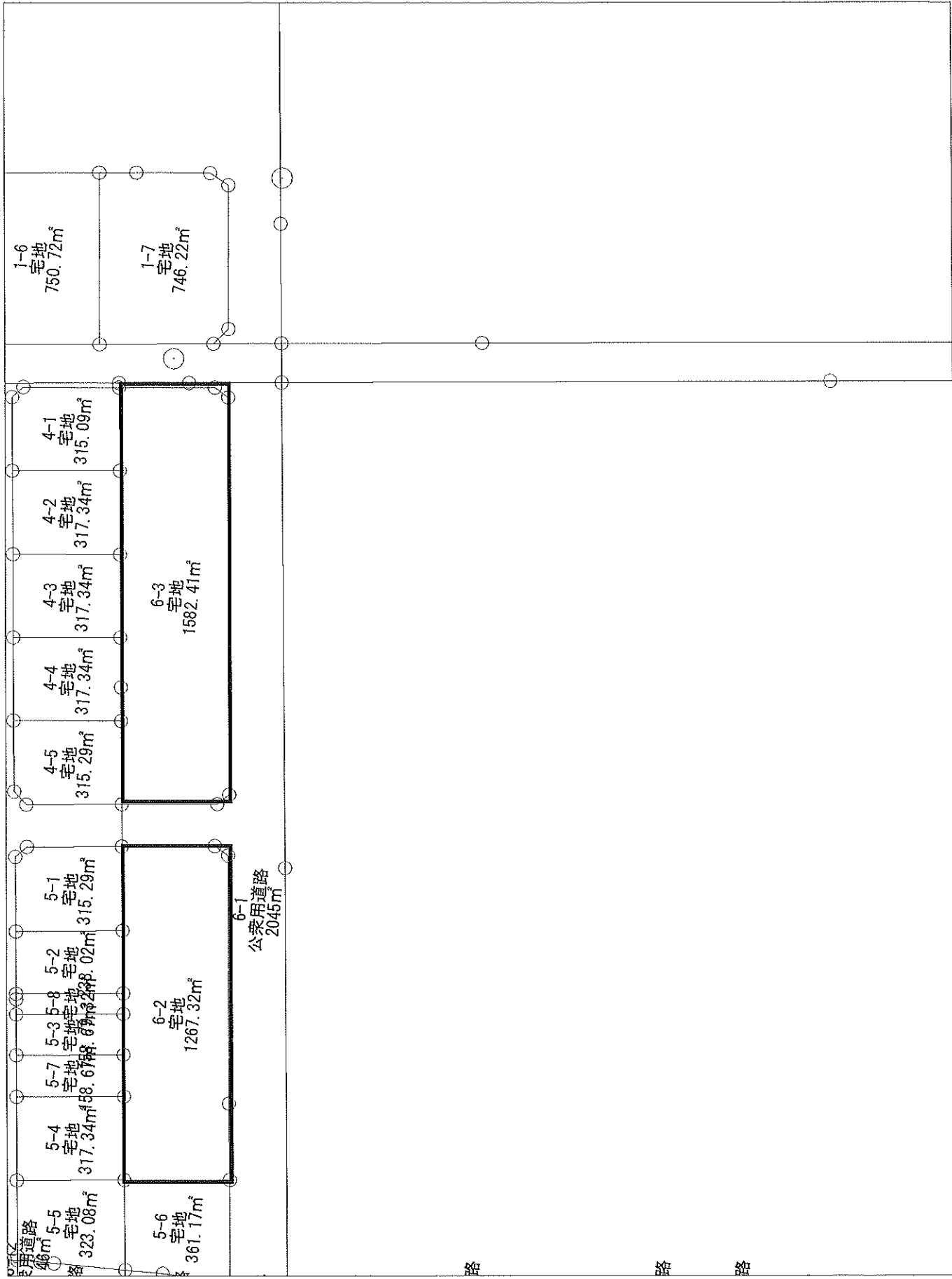
S=1:1000





平面図

S=1:1000



○芽室町教育委員会事務委任規則

昭和 52 年 11 月 16 日教委規則第 4 号

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1 件 1,000 万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1 件 1,000 万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前 2 号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第 3 条 教育長は、第 1 条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。

日程第 8

議案第 36 号

令和 5 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の  
件（非公開）

令和 5 年度芽室町一般会計教育費補正予算案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

令和 6 年 1 月 24 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教推第38-6号  
令和6年1月24日

芽室町長 手島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

令和5年度芽室町一般会計教育費補正予算案について（申出）

このことについて、別添のとおり措置いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜すい）

〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分  
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作  
成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。



○芽室町教育委員会事務委任規則

昭和 52 年 11 月 16 日教委規則第 4 号

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1 件 1,000 万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1 件 1,000 万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前 2 号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第 3 条 教育長は、第 1 条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。

日程第 9

協議案第 3 号

令和 6 年度芽室町一般会計教育費予算（政策推進課長ヒアリング結果）  
の件（非公開）

令和 6 年度芽室町一般会計教育費予算案について、地方教育行政の組織及び運営に  
関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、協議願うものであります。

令和 6 年 1 月 24 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜すい）

〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分  
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作  
成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。